

**(仮称)福岡都市圏南部最終処分場
生活環境影響調査計画書**

平成22年 8月

福岡都市圏南部環境事業組合

はじめに

福岡都市圏南部環境事業組合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 3 項に基づき、最終処分場の設置と周辺地域の環境との関連性を調べ、より周辺環境に配慮した事業となるよう、生活環境影響調査を行います。

本計画書は、生活環境影響調査の着手にあたり、調査を行う項目の選定、調査・予測・評価の手法等についてとりまとめたものです。

平成 22 年 8 月

福岡都市圏南部環境事業組合

目 次

はじめに

第1章 事業計画の概要	1-1
1.1 事業者の名称及び住所	1-1
1.2 事業の目的	1-1
1.3 事業の内容	1-1
(1) 事業の名称	1-1
(2) 事業の種類	1-1
(3) 事業の規模	1-1
(4) 事業予定区域	1-1
(5) 事業予定区域の状況	1-1
(6) 工事計画の概要	1-3
(7) 埋立計画	1-5
(8) 環境保全対策	1-7
第2章 生活環境影響調査の進め方	2-1
2.1 生活環境影響調査とは	2-1
2.2 生活環境影響調査の進め方	2-2
第3章 対象事業予定区域及びその周囲の概況	3-1
3.1 地域の自然的状況	3-1
(1) 大気環境の状況	3-3
(2) 大気質	3-4
(3) 水環境の状況	3-8
(4) 土壌及び地盤の状況	3-15
(5) 地形及び地質の状況	3-15
(6) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況	3-17
(7) 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況	3-24
3.2 地域の社会的状況	3-26
(1) 人口及び産業の状況	3-27
(2) 土地利用の状況	3-30
(3) 河川水及び地下水の利用の状況	3-34
(4) 交通の状況	3-36
(5) 環境保全の配慮が必要な施設及び住宅の配置状況	3-38
(6) 上下水道施設の整備状況	3-40
(7) 一般廃棄物の処理状況	3-44
(8) 環境保全を目的として法令等により指定された地域の状況及び規制等の内容	3-45

第4章 生活環境影響調査の項目並びに調査、予測及び評価の手法	4-1
4.1 生活環境影響調査を行う項目及びその選定理由	4-1
(1) 生活環境影響調査を行う項目の選定結果	4-1
(2) 選定理由または不選定理由	4-3
4.2 調査の手法	4-6
4.3 予測の手法	4-28
4.4 評価の手法	4-40